

公 示

「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」
の改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第194号）を別添新旧対照表のとおり改正したので公示する。

令和6年3月1日

中国運輸局長 益田 浩

○「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第194号）」の一部改正に係る新旧表
 （傍線の部分は改正部分）

新				旧			
制定	平成14年	1月31日	中国運輸局公示第194号	制定	平成14年	1月31日	中国運輸局公示第194号
改正	平成14年	7月1日	中国運輸局公示第50号	改正	平成14年	7月1日	中国運輸局公示第50号
改正	平成15年	3月28日	中国運輸局公示第198号	改正	平成15年	3月28日	中国運輸局公示第198号
改正	平成16年	7月9日	中国運輸局公示第35号	改正	平成16年	7月9日	中国運輸局公示第35号
改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第8号	改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第8号
改正	平成18年	1月30日	中国運輸局公示第113号	改正	平成18年	1月30日	中国運輸局公示第113号
改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第74号	改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第74号
改正	平成19年	8月10日	中国運輸局公示第62号	改正	平成19年	8月10日	中国運輸局公示第62号
改正	平成20年	6月30日	中国運輸局公示第44号	改正	平成20年	6月30日	中国運輸局公示第44号
改正	平成21年	9月30日	中国運輸局公示第74号	改正	平成21年	9月30日	中国運輸局公示第74号
改正	平成25年	10月31日	中国運輸局公示第47号	改正	平成25年	10月31日	中国運輸局公示第47号
改正	平成26年	1月27日	中国運輸局公示第89号	改正	平成26年	1月27日	中国運輸局公示第89号
改正	平成26年	10月17日	中国運輸局公示第40号	改正	平成26年	10月17日	中国運輸局公示第40号
改正	平成28年	11月8日	中国運輸局公示第49号	改正	平成28年	11月8日	中国運輸局公示第49号
改正	平成28年	12月20日	中国運輸局公示第60号	改正	平成28年	12月20日	中国運輸局公示第60号
改正	平成29年	3月16日	中国運輸局公示第93号	改正	平成29年	3月16日	中国運輸局公示第93号
改正	平成29年	6月20日	中国運輸局公示第13号	改正	平成29年	6月20日	中国運輸局公示第13号
改正	令和6年	3月1日	中国運輸局公示第126号				
<p>一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月31日</p> <p>中国運輸局長 中村 達朗</p> <p>記</p>				<p>一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月31日</p> <p>中国運輸局長 中村 達朗</p> <p>記</p>			

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

(1) ~ (2) (略)

(3) 事業用自動車

① 車種区分

車種区分については、大型車、中型車、小型車及びコンピューター車の4区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車、コンピューター車以外のもの

小型車・・・車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コンピューター車・・・車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

② 事業用自動車

(イ) 申請者が使用権原を有するものであること。

(ロ) 事業用自動車として使用しようとする自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合、運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があること。

(4) 車両数

最低車両数

営業所を要する営業区域毎に3両。ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域毎に5両。

なお、車両数が3両以上5両未満での申請の場合は、許可に際して中型車、小型車及びコンピューター車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。

(5) ~ (8) (略)

(9) 安全投資計画

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

(1) ~ (2) (略)

(3) 事業用自動車

① 車種区分

車種区分については、大型車、中型車及び小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車以外のもの

小型車・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

(新設)

② 事業用自動車

(イ) 申請者が使用権原を有するものであること。

(ロ) 事業用自動車として使用しようとする自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合、運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があること。

(4) 車両数

最低車両数

営業所を要する営業区域毎に3両。ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域毎に5両。

なお、車両数が3両以上5両未満での申請の場合は、許可に際して中型車及び小型車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。

(5) ~ (8) (略)

(9) 安全投資計画

① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の（イ）～（リ）のそれぞれについて記載するものとし、（二）～（チ）については、所要の単価を下回る費用を計上するものとなっていないこと。

- （イ）更新までの期間における事業の展望
- （ロ）更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要
- （ハ）運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数

（二）車両確保計画及び費用

（ホ）車両の点検及び整備に関する計画及び費用

（ヘ）ドライブレコーダーの導入計画及び費用

（ト）デジタルタコグラフの導入計画及び費用

（チ）初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画及び費用

（リ）その他安全の確保に対する投資計画及び費用

（削除）

（削除）

②（略）

（10）事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の（イ）～（ホ）のそれぞれについて記載するものとする。

（イ）営業収益

（ロ）営業費用（適正化機関に納入する負担金の額を含む）

（削除）

（ハ）営業外収益

（ニ）営業外費用

（ホ）他事業からの繰入

② （９）①（ハ）～（チ）に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の（イ）～（ヌ）のそれぞれについて記載するものとする。

（イ）更新までの期間における事業の展望

（ロ）更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要

（ハ）運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数

（二）車両取得予定台数及び保有車両台数

（ホ）車両の点検及び整備に関する計画

（ヘ）ドライブレコーダーの導入計画

（新設）

（ト）初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画

（チ）公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定申請計画

（リ）認定事業者による運輸安全マネジメント評価計画

（ヌ）その他安全の確保に対する投資計画

②（略）

（10）事業収支見積書

① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の（イ）～（ヘ）のそれぞれについて記載するものとする。

（イ）営業収益

（ロ）（９）①（ハ）～（ヌ）に係る費用

（ハ）適正化機関に納入する負担金の額

（二）営業外収益

（ホ）営業外費用

（ヘ）他事業からの繰入

② （９）①（ハ）～（ヌ）に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。

③、④（略）

(11)～(16)（略）

2. 事業許可の更新（法第8条）

(1)～(2)（略）

(3) (1)に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし（イ）については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

(イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合

(ロ) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合

(ハ) 前回許可期限満了日の翌日（初回更新時は許可日）から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合

(ニ) 前回許可期限満了日の翌日（初回更新時は許可日）から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

③、④（略）

(11)～(16)（略）

2. 事業許可の更新（法第8条）

(1)～(2)（略）

(3) (1)に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし（イ）については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

(イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合

(ロ) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合

(ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合

(ニ) 前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

(4)、(5) (略)

3. 事業計画の変更の認可等

(1) 1. (1)～(15) ((12)並びに(14)②及び③を除く。)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (9)②及び1. (10)④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替え、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (10)④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2) (略)

4. 事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業を譲り受けしようとする者について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (9)②及び1. (10)④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、譲受人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (10)④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2)、(3) (略)

5. 合併、分割又は相続の認可

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人(以下「承継人等」という。)について、1. (1)～(15)の定め

(4)、(5) (略)

3. 事業計画の変更の認可等

(1) 1. (1)～(15) ((12)並びに(14)②及び③を除く。)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2) (略)

4. 事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業を譲り受けしようとする者について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。ただし、譲受人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2)、(3) (略)

5. 合併、分割又は相続の認可

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人(以下「承継人等」という。)について、1. (1)～(15)の定め

るところに準じて審査すること。この場合において、1. (9) ②及び1. (10) ④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1. (11) ②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (10) ④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2) ~ (5) (略)

6. 事業の管理の受委託の許可 (法第35条第1項)

(略)

7. 運送約款の認可 (法第11条第1項)

(略)

8. 許可又は認可に付した条件の変更等

(略)

9. 挙証等

(略)

附 則

1. ~ 3. (略)

附 則 (平成14年7月1日)

(略)

附 則 (平成15年3月28日)

1. ~ 2. (略)

附 則 (平成16年7月9日)

(略)

附 則 (平成17年4月28日)

1. ~ 3. (略)

るところに準じて審査すること。ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1. (11) ②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2) ~ (5) (略)

6. 事業の管理の受委託の許可 (法第35条第1項)

(略)

7. 運送約款の認可 (法第11条第1項)

(略)

8. 許可又は認可に付した条件の変更等

(略)

9. 挙証等

(略)

附 則

1. ~ 3. (略)

附 則 (平成14年7月1日)

(略)

附 則 (平成15年3月28日)

1. ~ 2. (略)

附 則 (平成16年7月9日)

(略)

附 則 (平成17年4月28日)

1. ~ 3. (略)

附 則（平成18年1月30日）
（略）

附 則（平成18年9月29日）
（略）

附 則（平成19年8月10日）
1. ～2. （略）

附 則（平成20年6月30日）
（略）

附 則（平成21年9月30日）
（略）

附 則（平成25年10月31日）
（略）

附 則（平成26年1月27日）
（略）

附 則（平成26年10月17日）
（略）

附 則（平成28年11月8日）
（略）

附 則（平成28年12月20日）
（略）

附 則（平成29年3月16日）
1. ～5. （略）

附 則（平成29年6月20日）
1. ～4. （略）

附 則（令和6年3月1日）

1. この審査基準は、令和6年3月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. ただし、2. 事業許可の更新については、令和6年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

3. また、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の車種区分による申請についても認めるものとする。

附 則（平成18年1月30日）
（略）

附 則（平成18年9月29日）
（略）

附 則（平成19年8月10日）
1. ～2. （略）

附 則（平成20年6月30日）
（略）

附 則（平成21年9月30日）
（略）

附 則（平成25年10月31日）
（略）

附 則（平成26年1月27日）
（略）

附 則（平成26年10月17日）
（略）

附 則（平成28年11月8日）
（略）

附 則（平成28年12月20日）
（略）

附 則（平成29年3月16日）
1. ～5. （略）

附 則（平成29年6月20日）
1. ～4. （略）